

消費者基本計画ヒアリング資料より抜粋

2011年5月20日(金) 消費者委員会配布資料
農林水産省消費・安全局表示・規格課

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------|----------------------------------------------------------------------|-------|---------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------|
| 27 | 食品のリコール社告の規格化の必要性について、消費者、事業者及び関係省庁等の意見を聴取し、必要性が認められた場合には、規格化に着手します。 | 農林水産省 | 平成22年度中に、食品のリコール社告の規格化の必要性について結論を得ます。 | 食品のリコール社告の規格化の必要性について審議を行うために、必要な調査等を実施。 | 食品のリコール社告を今後出す際にリコール社告JISを参考とするよう周知。 |

消費生活用製品のリコール社告JISについて

平成19年2月

主婦連合会「消費者が望むリコール社告のあり方」取りまとめ
(平成18年度経済産業省委託事業「消費者の望む標準化調査研究」報告書)

平成19年12月～平成20年2月

「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」原案作成委員会開催
(第1回～第3回)

平成20年4月

日本工業標準調査会標準部会消費生活技術専門委員会において、JIS規格の制定承認

平成20年6月

リコール社告JIS制定

リコール社告JISで定める記載項目

- リコールタイトル
- 危険性、事故の状況及びその原因
- 消費者が取るべき対応策
- 回収、点検・修理など、消費者への要請
- 製品の特定方法
- 連絡先
- リコール社告の回数及びこれまでの回収率
- ホームページアドレス
- 日付
- その他必要な事項

財団法人日本規格協会が編集・発行した当該JISの解説に、「食品を含むすべての分野でこの規格が活用されることを期待する。」と記載。

平成22年度日本農林規格の制定等に関する計画(案)

1. 日本農林規格の制定に関する事項

| 日本農林規格の名称 | ステップ |
|-------------------------|------|
| 展示会・商談会シートの日本農林規格 | 1 |
| 木質材料のホルムアルデヒド放散量の日本農林規格 | 1 |

2. 日本農林規格の確認等に関する事項

| 日本農林規格の名称 | 制定年月日 | 最終改正等年月日 | 確認等 | ステップ |
|----------------------------------------------------------|-----------|---------------------|-----|------|
| 飲食料品 | | | | |
| ハンバーガーパティの日本農林規格 | S52.10.8 | H17.4.18 (20.8.29) | 改正 | 4, 5 |
| チルドハンバーグステーキの日本農林規格 | S52.10.8 | H17.4.18 (20.8.29) | 改正 | 4 |
| チルドミートボールの日本農林規格 | S62.9.5 | H17.4.18 (20.8.29) | 改正 | 4 |
| 豆乳類の日本農林規格 | S56.11.16 | H17.10.5 | 改正 | 3, 4 |
| 農産物漬物の日本農林規格 | H17.11.4 | H17.11.14 | 改正 | 3, 4 |
| にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格 | H8.3.28 | H18.1.18 | 改正 | 3, 4 |
| 煮干魚類の日本農林規格 | H6.8.9 | H18.1.18 | 改正 | 3, 4 |
| 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格 | H60.4.20 | H18.4.6(20.8.29) | 改正 | 3, 4 |
| 炭酸飲料の日本農林規格 | S49.6.27 | H18.8.2 | 確認 | 3, 4 |
| 果実飲料の日本農林規格 | H10.7.22 | H18.8.8 | 改正 | 3, 4 |
| りんごストレートピュアジュースの日本農林規格 | H19.10.30 | H19.10.30 | 確認 | 3, 4 |
| 風味調味料の日本農林規格 | S50.3.25 | H19.11.27(20.8.29) | 改正 | 1 |
| パン粉の日本農林規格 | H19.11.28 | H19.11.28 (20.8.29) | 改正 | 1 |
| 水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格 | H9.3.27 | H20.5.20(20.8.29) | 改正 | 1 |
| 農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格 | H14.7.24 | H20.5.21(20.8.29) | 改正 | 1 |
| ジャム類の日本農林規格 | S63.4.20 | H20.7.17 | 改正 | 1 |
| 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格 | S55.2.25 | H20.5.20 | 改正 | 1 |
| ぶどう糖の日本農林規格 | H2.10.30 | H20.5.20 | 改正 | 1 |
| 調理冷凍食品の日本農林規格 | S53.8.25 | H20.6.3(20.8.29) | 改正 | 1 |
| 畳表及び生糸 | | | | |
| 畳表の日本農林規格 | S48.1.12 | H19.8.2 | 改正 | 1 |
| 一般材、押角、耳付材、合板及び床板 | | | | |
| 枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格 | H3.5.27 | H17.8.15 | 改正 | 4, 5 |
| 枠組壁工法構造用製材の日本農林規格 | S49.7.8 | H19.8.29 | 改正 | 4, 5 |
| 素材の日本農林規格 | H19.8.21 | H19.8.21 | 改正 | 1, 2 |
| 製材の日本農林規格 | H19.8.29 | H19.8.29 | 改正 | 1, 2 |
| 集成材の日本農林規格 | H19.9.25 | H19.9.25 | 改正 | 1, 2 |
| 単板積層材の日本農林規格 | H20.5.13 | H20.5.13 | 改正 | 1 |
| 地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物 | | | | |
| 地鶏肉の日本農林規格 | H11.6.21 | H17.10.5 | 改正 | 4, 5 |
| 有機農産物の日本農林規格 | H17.10.27 | H17.10.27(21.8.27) | 改正 | 1, 2 |
| 有機加工食品の日本農林規格 | H17.10.27 | H17.10.27(18.10.27) | 改正 | 1, 2 |
| 有機飼料の日本農林規格 | H17.10.27 | H17.10.27(18.10.27) | 改正 | 1, 2 |
| 有機畜産物の日本農林規格 | H17.10.27 | H17.10.27(18.10.27) | 改正 | 1, 2 |
| 生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物、生産情報公表加工食品及び生産情報公表養殖魚 | | | | |
| 生産情報公表農産物の日本農林規格 | H17.6.30 | H18.2.28(20.5.20) | 確認 | 1 |
| 生産情報公表加工食品の日本農林規格 | H19.3.26 | H19.3.26 | 改正 | 1 |

3. 今後の検討事項

| |
|---------------------------------------------------------|
| 食品のリコール申告の日本農林規格 |
| インターネットによる食品の通信販売を行う際に消費者への商品情報を提供する画面についての日本農林規格 |
| 加工食品の原材料の原産地や加工地に関する情報をインターネットによって消費者へ提供する画面についての日本農林規格 |
| 工場監査項目の日本農林規格 |

| | | | |
|------|-------------------|-----------|---------|
| ステップ | 1:規格の制定等に関する計画の公表 | 2:規格原案の作成 | 3:意見の募集 |
| | 4:JAS調査会における審議 | 5:官報告示 | |

農林物資規格調査会総会
議事録
【一部抜粋（P.42,P.43）】

農林水産省消費・安全局表示・規格課

農林物資規格調査会総会 議事次第

日 時：平成 24 年 2 月 24 日（金）10:58～15:31

場 所：農林水産省共用第 10 会議室

1. 開 会

2. 審議官あいさつ

3. 議題

(1) 日本農林規格の見直しについて

- ・りんごストレートピュアジュースの日本農林規格
- ・炭酸飲料の日本農林規格
- ・にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格
- ・豆乳類の日本農林規格
- ・畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格
- ・生産情報公表農産物の日本農林規格
- ・煮干魚類の日本農林規格
- ・農産物漬物の日本農林規格
- ・チルドハンバーグステーキの日本農林規格
- ・チルドミートボールの日本農林規格

(2) 食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の施行等に伴う日本農林規格の一部改正について

- ・食用植物油脂の日本農林規格等 9 日本農林規格

(3) JAS 規格の制定・見直しの基準の改正について

(4) その他

4. 閉 会

が出てくる可能性がありますので、そこについては新たな基準で対応していただくことをお願いしたいということでございます。

それから、2番のところでは若干の表現ぶりの調整を行っているところでございます。

あと、3番は、もし今日御審議の上、これが制定いただければ、切りのいい日からということで、3月1日から適用いただくことはいかがでしょうかということで記載をさせていただいているところでございます。雑駁でございますけれども、説明は以上でございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。今回は前回からの継続でございまして、ただいま前回の議論を踏まえた見直し案ということで説明がございました。見直しの基準(案)ということで、御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いたします。古谷委員。

○古谷委員 前回参加していなかったため、誤解もあるかもしれないのですが、確認を2点ほどさせていただきたいと思います。

まず1点目なのですが、13-2の3の(2)のアの「食品添加物の使用が必要かつ最小限であることを消費者に伝える」という記載の仕方について、これ自体は私は大賛成ですが、おっしゃったように、内容が規格の性質ではないので、ここで書くのが妥当なのか、実は違和感があります。

少し説明をすると、必要かつ最小限であることを伝えるということは、必要かつ最小限というのと、それを伝えるという2つの内容を含んでいるのでしょうか、必要かつ最小限は当然の前提で、それを伝えるということを入れたということになると、前のものと全く違いますね。

2点目なのですが、IIの新しい切り口のところで例示があるのですが、**全く違う切り口で、食品のリコールの判断基準であるとか、あるいはリコールのお知らせの社告のような基準といったものが例として考えられるのでしょうか。そうした場合には、実はJAS法の改正も視野に入れることになるとは思います、それらを想定しているのかについて教えていただきたい**と思います。

○阿久澤会長 それでは、事務局、お願いたします。2点でございます。

○箴島上席表示・規格専門官 まず1点目でございますけれども、ここは、食品添加物の使用を必要かつ最小限にすることは引き続きやっていただく、その取組みの情報を出してくださいということでございますので、新たな概念とか、中身を変えていくとかいうものではございません。ですので、引き続き、この位置付けに書いているところでございます。

それから、2点目の話でございますけれども、この見直しの基準は現在の制度の中において規格をどう見直していくかということでございますので、必ずしも改正云々を前提にしているものではございません。ただ、新しい切り口というのはどういうものかというの、これからの議論も当然出てくるかと思っておりますので、私どもも十分お示しでき

ていない部分があって、そこは申し訳ないと思いますけれども、今後の議論を私どもとしてはまちたいという部分もございます。と申しますのは、具体的にここが新しい規格ですよ、分野ですよと入れてしまいますと、それに制約されてしまう可能性があるものですから、それに制約されることなく、消費者にとって、あるいは事業者にとってより使い勝手のいい規格をつくっていただくというのが筋だと思っていますので、具体的には例示ということでは余りお示しをしない方がかえっていいのではないかということで、こういう記載ぶりとしているところでございます。

○光吉表示・規格課長 個別の話でリコールのお話をいただきました。消費者委員会から御指摘をいただいて、私も委員会に出席して御説明いたしました。法律云々とか、JASだとかいうこともちょっと絡ませていろいろ考えようと整理していたのですが、この問題はもたもたしていないで、JISの方で規格がありますので、JISの規格をちゃんと食品の事業者の方々も知った上で取り組んでくださいというのをとにかく急いでやった方が、これは大事ではないかというふうに整理しました。それで通知の形で農林水産省から各事業者の方に、JISをよく見て取り組んで下さいという整理をしたところです。ですから、これ自身、規格化というのは、この段階では考えていません。その取り組みが大事なことは勿論ですけれども、スピードの方が大事だということで、その問題については一応、整理をしたところです。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。そのほか、ございますでしょうか。受田委員。

○受田委員 改廃に当たって見直しをする1つの大きな動機が利用率、格付率というところにこれまであったかと思えます。格付率に関しては、実態として非常に比率が低いものがあるのだけれどもという御説明も今日ございました。そうなってくると「利用率」という言葉が持っている意味が非常に重要になってくるかと思えます。この利用率の定義なるものがない状況で、また、こういった格付率と利用率をにらみながら改廃の議論をすとなれば、見直しの基準としては少しあいまいになってくるのではないかという懸念がございます。

併せて、13-2に「普及」という言葉があったのですが、格付率と利用率、これを併せて促進することが「普及」という言葉になるとするならば、あいまいさを少し払拭するヒントがこの言葉にもあるような気がいたします。運用上これをどう改廃に対する見直しの基準にしていくかというところの議論で、多分、またいろいろな見方が出てくるかと思えますので、この基準づくりにおいては少し御議論いただいた方がいいのではないかと感じました。

○阿久澤会長 格付率、利用率に関するところで、事務局からそのお考えをお願いいたします。

○箴島上席表示・規格専門官 今の御指摘の点につきまして回答させていただきます。委員の皆様には御理解いただいていると思えますけれども、規格を見直す際につきまして

農林物資規格調査会委員名簿

(平成24年2月24日現在)

| | | |
|---------------|--------------|-------------------------------------|
| あくざわ 阿久澤 | りようぞう 良 造 | 日本獣医生命科学大学応用生命科学部長 |
| うけだ 受 田 | ひろゆき 浩 之 | 国立大学法人 高知大学副学長 |
| かん 菅 | いづみ いづみ | 全国消費者団体連絡会事務局 |
| な かに 仲 谷 | まさかず 正 員 | 日本チェーンストア協会食品委員会委員 |
| な つ め 夏 目 | さとこ 智 子 | 全国地域婦人団体連絡協議会事務局長 |
| の の やま 野々山 | ありさ 有 紗 | 消費者（公募委員） |
| はやし 林 | ともゆき 知 行 | 独立行政法人 森林総合研究所研究コーディネータ |
| ふるや 古 谷 | ゆきこ 由紀子 | 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント 協会理事 |
| まるやま 丸 山 | ゆたか 豊 | 特定非営利活動法人 日本オーガニック検査員協会理事長 |
| みよし 三 善 | かずお 和 夫 | 社団法人 日本木造住宅産業協会資材・流通委員会主査 |
| むくた 椋 田 | さとし 哲 史 | 社団法人 日本経済団体連合会常務理事 |
| むらせ 村 瀬 | かずよし 和 良 | 財団法人 食品産業センター参与 |

(五十音順、敬称略)